

皆さんの地域の「人と農地の問題」 について考えてみませんか

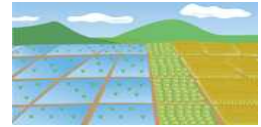
(人・農地プラン／新規就農／農地集積)

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

皆さんの地域ではいかがでしょうか？

地域の皆さんで話し合っってプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。

プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。



1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）
- ◎ 経営体育成支援事業（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方）

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、定期的に、または随時に、見直しましょう。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく家族の方も積極的に参加して下さい。

〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※検討会のメンバーの概ね3割は女性
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。

農林水産省

お問い合わせ先

「人・農地プラン・農地集積」関係
東北農政局 農地政策推進課 022-221-6237

「新規就農・経営体育成支援事業・スーパーL資金」関係
東北農政局 経営支援課 022-221-6217

プランの実行に向けた支援策

新規就農等への支援

青年就農給付金(経営開始型)

「人・農地プラン」に位置づけられている、独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、一定の要件を満たす方は、給付を受けることができます。

**【給付額】 150万円/年
(最長5年間)**

※準備型については、「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象

農の雇用事業

※農業法人等への支援

○雇用就農者育成タイプ

農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合には、研修に要する経費を助成します。

○次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員や後継者を、次世代の経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します。

【助成額】 最大120万円/年/人(最長2年間)

農地集積への支援

○出し手に対する支援(農地集積協力金)

農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

経営転換協力金

【貸付等を行う面積】	【交付単価】(※1)
0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

※1:市町村への交付単価です。

【交付対象者】

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

分散錯圖解消協力金

【交付単価】(※1) 5千円/10a

【交付対象者】

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

- ▶ 交付対象者は、販売農家で、農地利用集積円滑化団体等へ10年以上の白紙委任(※2)が必要。
- ▶ 25年度からは、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承も交付対象。

※2:あらかじめ受け手を誰にするかの希望を農地利用集積円滑化団体等に伝えても白紙委任となります。

○受け手に対する支援(規模拡大交付金)

安定した土地利用の確保を支援します。

規模拡大交付金

【交付単価】 2万円/10a

【交付対象者】

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、農地の面的集積を行うため、新たに利用権の設定を受けた農業者

(「経営再開マスタープラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

- ▶ 「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大交付金の面的集積要件を緩和します。

農業用機械等の導入に対する支援

適切な「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体が、融資を受け、農業用機械等を導入する際、その融資残について補助金を交付します。
【補助率】: 事業費の3/10を上限

認定農業者への金融支援(スーパーL資金)

「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる資金について、貸付け当初5年間の金利負担を軽減します。

【借入限度額】 個人→3億円 法人→10億円

【償還期限】 25年以内(うち据置期間10年以内)